

共済ながさき

平成27年4月発行
第165号



しまばら芝桜公園（島原市）

もくじ

平成27年度 事業計画及び予算の概要	2
お口の健康アドバイス	6
よくわかる健康講座	8
保健課からのお知らせ	12
短期給付事業について	12
平成27年度 保健事業の内容	14
今年度も健康づくり講座を実施します	15
年に1回の特定健康診査は必ず受診しましょう	15
「お口のチェック受診助成券」を配付します	15
被用者年金制度の一元化が始まります	16
現行の地共済年金Webサイトは、平成27年10月を目指してリニューアルします	18
組合員・被扶養者の異動に伴う手続き等について	19
貸付事業のお知らせ	20
貸付事業の見直しについて	21
遺族附加年金事業のお知らせ	21
貯金事業のお知らせ	22

平成27年度 事業計画及び予算の概要

去る2月24日長崎県市町村職員共済会館において開催されました第163回組合会におきまして平成27年度事業計画及び予算が議決されましたので、その概要をお知らせします。

組合の概要

所属所	市	13
	町	8
	一部事務組合等	12
	計	33

平成27年度末推計		
組 合 員 数	14,358人	
任 意 繼 続 組 合 員 数	332人	
被 扶 養 者 数	18,023人	
平均給料額	長 期 期	383,984円
	短 期 ・ 福 祉	385,141円

給料・期末手当等と掛金・負担金の割合（平成27年9月まで） （単位：千分率）

区分	市町村長	市町村長 長期組合員	特別職	長期組合員		一般	特定消防	船員一般	職員団体 専従職員
				一般職	特別職				
短期	短期掛金	給 料	50.56	1.92	50.56	2.4	1.92	63.2	63.2
		期末手当等	50.56	1.92	50.56	1.92	1.92	50.56	50.56
	短期負担金	給 料	50.56	1.92	50.56	2.4	1.92	63.2	63.2
		期末手当等	50.56	1.92	50.56	1.92	1.92	50.56	50.56
中期	介護掛金	給 料	5.92	-	5.92	-	-	7.4	7.4
		期末手当等	5.92	-	5.92	-	-	5.92	5.92
	介護負担金	給 料	5.92	-	5.92	-	-	7.4	7.4
		期末手当等	5.92	-	5.92	-	-	5.92	5.92
長期	調整負担金	給 料	0.2	(給料総額×1.25(市町村長、特別職1)に対する割合) ※市町村長長期組合員、長期組合員は除く					
		期末手当等	0.2	※市町村長長期組合員、長期組合員は除く					
	公的負担金	給 料	0.29	(給料総額×1.25(市町村長、特別職1)に対する割合)					
		期末手当等	0.29						
長期	掛金	給 料(4~8月)	84.62	84.62	84.62	105.775	84.62	105.775	105.775
		給 料(9月)	86.39	86.39	86.39	107.9875	86.39	107.9875	107.9875
		期末手当等(6月)	84.62	84.62	84.62	84.62	84.62	84.62	84.62
	負担金	給 料(4~8月)	84.883	84.883	84.883	106.1038	84.883	106.1038	106.1038
中期		給 料(9月)	86.653	86.653	86.653	108.3163	86.653	108.3163	108.3163
		期末手当等(6月)	84.883	84.883	84.883	84.883	84.883	84.883	84.883
	公的負担金	給 料	40.2	(給料総額×1.25(市町村長、特別職1)に対する割合)					
		期末手当等	40.2						
保健	掛金	給 料	1.5	-	1.5	-	-	1.875	1.875
		期末手当等	1.5	-	1.5	-	-	1.5	1.5
	負担金	給 料	1.5	-	1.5	-	-	1.875	1.875
		期末手当等	1.5	-	1.5	-	-	1.5	1.5
事務費負担金年額			組合員1人当たり 10,890円						
特定健康診査等負担金年額			組合員1人当たり 335円						

1 事務費負担金10,890円の内訳は、4月990円、5月以降900円とする。

2 長期経理では上記のほか、基本追加費用率千分の36.3（長崎市39.8、佐世保市37.6、島原市38.1、諫早市38.0、大村市38.0）、恩給組合条例給付金負担率（平成26年度決算後に確定）による負担金がある。

3 特別職とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第1号に規定する職員（市町村長を除き、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項に規定する教育長を含む。）及び同項第3号等の特別職の職員をいう。

4 市町村長長期組合員及び長期組合員とは、後期高齢者医療制度の適用を受ける組合員（75歳以上の者及び一定の障害の状態にあると認定された65歳以上の者）をいう。

5 短期の公的負担金とは、育児休業手当金及び介護休業手当金に係る公的負担金をいい、長期の公的負担金とは、基礎年金拠出金に係る公的負担金をいう。

標準報酬月額・標準期末手当等の額と掛金・負担金との割合（平成27年10月から）
(単位：千分率)

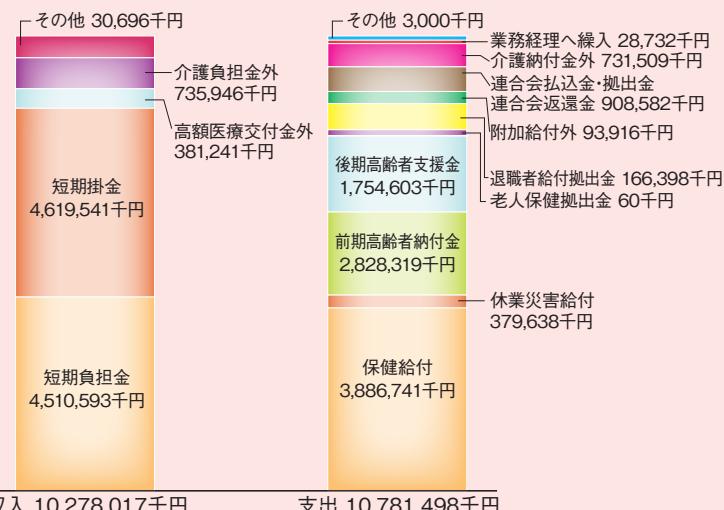
区分		市町村長 特別職	一般 特定消防	船 員	職員団体 専従職員	長期組合員	
						一般職	特別職
短期	短期掛金	50.56	50.56	47.968	50.56	1.92	1.92
	短期負担金	50.56	50.56	53.152	50.56	1.92	1.92
	介護掛金	5.92	5.92	5.92	5.92	—	—
	介護負担金	5.92	5.92	5.92	5.92	—	—
	調整負担金	0.2					
	公的負担金	0.29					
長期	厚生年金 保険	組合員保険料	86.39	86.39	86.39	86.39	86.39
		負担金	86.39	86.39	86.39	86.39	86.39
		公的負担金	40.2				
	退職等 年金	掛金	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5
		負担金	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5
	経過的 長期	負担金	0.263	0.263	0.263	0.263	0.263
保健	掛金	1.5	1.5	1.5	1.5	—	—
	負担金	1.5	1.5	1.5	1.5	—	—
事務費負担金年額		組合員1人当たり 10,890円					

- 事務費負担金10,890円の内訳は、10月以降900円とする。
- 特別職とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第1号に規定する職員(市町村長を除き、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第16条第1項に規定する教育長を含む。)及び同項第3号等の特別職の職員をいう。
- 市町村長長期組合員及び長期組合員とは、後期高齢者医療制度の適用を受ける組合員(75歳以上の者及び一定の障害の状態にあると認定された65歳以上の者)をいう。
- 短期の公的負担金とは、育児休業手当金及び介護休業手当金に係る公的負担金をいい、長期の厚生年金保険の公的負担金とは、基礎年金拠出金に係る公的負担金をいう。
- 長期の退職等年金の掛金率及び負担金率は、一覧表作成時において未定のため、掛金負担金率の上限である千分の15を折半した7.5を記載している。

短 期 絏 理

この経理は、組合員とその家族の病気や負傷、出産、埋葬に要した費用等に係る給付を行う経理です。平成27年度も依然として厳しい財政状況のもと、事業運営を行うこととなります。

収支見込みの状況



左記の収支見込みにより生じた当期短期損失金507,918千円については、前年度から繰り越す見込みの欠損金補てん積立金及び短期積立金566,816千円にて補てんし、また、当期介護利益金4,437千円については、前年度から繰り越す見込みの介護繰越欠損金329千円を補てんし、次年度へ繰り越す利益剰余金は、63,006千円となる見込みです。

長期経理(平成27年9月まで)

この経理は、連合会で一元的に処理されている年金の決定や支払い、年金積立金の運用などの長期給付事業を行うため、各所属所から払い込まれる長期掛金・負担金等を受け、それを連合会へ払い込むための経理です。

また、10月からの被用者年金一元化に伴い、この経理は9月末をもって廃止し、厚生年金保険経理、退職等年金経理、経過的長期経理の3経理に分割されます。

収支見込みの状況

収入……負担金・掛金

11,346,695千円

支出……負担金払込金・掛金払込金

11,346,695千円

厚生年金保険経理(平成27年10月から)

この経理は、厚生年金相当部分の給付、基礎年金拠出金等を取り扱う経理です。

収支見込みの状況

収入……負担金・組合員保険料

9,671,629千円

支出……負担金払込金・組合員保険料払込金

9,671,629千円

退職等年金経理(平成27年10月から)

この経理は、新3階部分及び公務障害・遺族年金の給付を取り扱う経理です。

収支見込みの状況

収入……負担金・掛金

680,002千円

支出……負担金払込金・掛金払込金

680,002千円

預託金管理経理

この経理は、長期経理の資金運用の一部を連合会から預託を受け、組合員貸付の資金等を貯う経理です。

収支見込みの状況

収入……利息及び配当金

70,219千円

支出……支払利息

70,219千円

業 務 経 理

この経理は、組合の業務に係る諸費用を貯うための経理で、組合員1人当たりの事務費負担金の年額は、地方公共団体負担金（短期分）6,050円、短期経理より繰入2,005円、連合会交付金3,379円となります。

収支見込みの状況

収入……負担金外 236,562千円

支出……人件費・事務費外 233,948千円

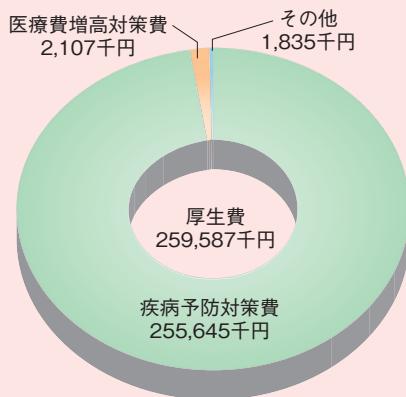
当期利益金 2,614千円

左記の収支見込みにより生じた当期利益金2,614千円については、前年度から繰り越す見込みの利益剰余金619,091千円に加算し、次年度へ繰り越す利益剰余金は、621,705千円となる見込みです。

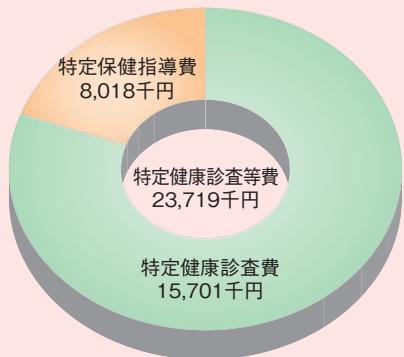
保 健 経 理

この経理は、組合員とその家族の毎日の生活を健康で明るく豊かに過ごしていただくため、各種検診事業、健康の保持増進、医療に対する認識の啓発活動を行い、健康づくりの支援、特定健診査、特定保健指導等の事業を行う経理です。

◆事業（厚生費）の概要



◆事業（特定健康診査等費）の概要



収支見込みの状況

収入……負担金・掛金外	281,138千円
支出……厚生費外	325,518千円
当期損失金	44,380千円

左記の収支見込みにより生じた当期損失金44,380千円については、前年度から繰り越す見込みの欠損金補てん積立金及び積立金1,229,169千円にて補てんし、次年度へ繰り越す利益剰余金は、1,184,789千円となる見込みです。

貯 金 経 理

この経理は、組合員の給料から控除してお預かりした貯金を安全かつ有利に運用し、組合員の財産づくりと豊かでゆとりある生活設計に役立つよう設けられた貯金事業を行う経理です。

収支見込みの状況

収入……利息及び配当金外	154,433千円
支出……支払利息外	84,168千円
当期利益金	70,265千円

左記の収支見込みにより生じた当期利益金70,265千円については、前年度から繰り越す見込みの利益剰余金1,039,202千円に加算し、次年度へ繰り越す利益剰余金は、1,109,467千円となる見込みです。

貸 付 経 理

この経理は、組合員に臨時の支出が必要な場合、または住宅取得等に必要な資金を貸し付ける事業を行う経理です。

収支見込みの状況

収入……組合員貸付金利息外	117,249千円
支出……支払利息外	105,027千円
当期利益金	12,222千円

左記の収支見込みにより生じた当期利益金12,222千円については、前年度から繰り越す見込みの利益剰余金1,493,037千円に加算し、次年度へ繰り越す利益剰余金は、1,505,259千円となる見込みです。

経過的長期経理(平成27年10月から)

この経理は、旧3階相当部分及び既裁定の公務障害・遺族年金の給付を取り扱う経理です。

収支見込みの状況

収入……負担金	12,046千円
支出……負担金払込金	12,046千円

その他に次の議件が議決されました。

- 1 平成26年度事業計画及び予算の変更について
- 2 長崎県市町村職員共済組合定款の一部変更について
- 3 長崎県市町村職員共済組合住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ管理規程の一部改正について
- 4 長崎県市町村職員共済組合住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ管理規程細則の一部改正について
- 5 平成27年度事業計画及び予算について

お口の健康アドバイス



医療情報委員会 委員
宮田 浩光 先生

生活習慣病の予防には、お口の健康づくりが大切です。そこで、長崎県歯科医師会のご協力により「お口の健康アドバイス」と題し、口腔衛生について掲載します。

先生から一言

長崎県歯科医師会医療情報委員会、委員の宮田浩光です。頸の痛みがなくなる話を伝えします。

頸関節症の治療

前回までの話を纏めると

- ①頸関節症は自然に治る疾患である。
- ②昔はかみ合わせが原因と考えられてきたが、現在はかみ合わせとの関係は小さいということが分かってきている。
- ③従って頸関節症の治療のためにかみ合わせの治療は行わず、非侵襲的な対症療法を行う。ということを説明してきました。

今回は治療法を解説します。

治療のゴール

関節がカクカク鳴る関節性の顎関節症と、筋肉に痛みのある筋性の顎関節症で治療の考え方方が違います。

1. 関節性の顎関節症

関節円板の位置がずれる等の関節内の障害を元に戻すといったことは出来ないということがわかつてきました。一方で関節内に障害があってもアダプテーション（適応）によって経過は良性であることもわかつてきています。したがって“痛いときをうまくやり過ごして、症状が落ち着くのを待つ”というのが原則です。雑音だけで痛みがない場合は治療の必要はありません。

2. 筋性の顎関節症

くいしばり等の悪習癖や心理的因素と関連して起こっていると考えられます。“くせ”があることを認識し、これを止める努力をしなければなりません。また、ストレスの軽減も必要なときがあります。

セルフケア

関節性でも筋性でもセルフケアは有効です。

関節と筋の安静のために

a) 上下の歯を離す

上下の歯が接触するのは物をかむ時と物を飲み込むときだけで、これ以外の時は、睡眠中も日中も上下の歯が接触しないのが普通です。もしそれ以外の時に上下の歯が接触しているなら、それはかみしめ癖があるので止めなければなりません。“唇を閉じて、奥歯を離し、顔の力を抜く”を心がけて下さい。



b) 軟らかい食事をとる

c) ガムは禁止

d) あくびはコントロールする

あくびをするときは筋肉や関節の靱帯は通常以上に引き延ばされるので、障害を引き起こす可能性があります。これを避けるためには拳を顎の下に当てて大開口を防ぐのが有効です。手が塞がってるときは顎を胸にくっつけてあくびをすると大開口を防ぐことができます。

よくわかる健康講座

ステキに歳を重ねましょう

かくれ肥満を見つめましょう。(CTによる内臓脂肪面積の測定)
長崎原爆諫早病院の腹部CT画像を参考に!



長崎県諫早市多良見町化屋 986-2
TEL 0957-27-2122 (直通)
日本赤十字社 長崎原爆諫早病院
放射線科 技師長 大町 繁美



「なぜ、BMIが $25 \text{ kg}/\text{cm}^2$ 以上を肥満としたのでしょうか」

肥満の判定は身長あたりの体重指数という考え方で、1999年「新しい肥満の判定と肥満症の診断」による「BMI：体重(kg) ÷ 身長(m)²」が採用されました。

BMIが $25 \text{ kg}/\text{cm}^2$ になると健常体重者の高脂血症、高血圧の発病率が2倍になるという理由からBMIが $25 \text{ kg}/\text{cm}^2$ 以上を肥満としました。

また「メタボリックシンドロームと言われるわけ」についてお話しします。

メタボリックシンドロームの“メタボリック”とは代謝のことです。

過剰に蓄積された内臓脂肪は身体の糖や脂質の代謝を阻害する悪玉ホルモンを放出し→高血糖(糖質代謝異常)、高血圧、高脂血症→代謝異常性の異変を引き起こします。→動脈硬化→そして生活習慣病となります。

内臓脂肪は過剰蓄積されると逆に身体におそろしい悪玉アディポサイトカインを放出するようになります。メタボリックシンドロームはその悪玉アディポサイトカインの働きによって起こってきます。

栄養の過剰摂取からはじまり内臓脂肪の過剰蓄積が健康の悪循環現象のはじまりです。

今回、メタボリックシンドロームに深い関係がある内臓脂肪面積について私が第49回日本医学界総会にてポスター発表しました。そのときのCTによる内臓脂肪面積の測定についてお話しします。

【期 間】2007年3月より2013年5月20日までの6年間

【症例数】男性2396例(19歳～91歳)、女性937例(22歳～92歳)

計3333例の腹部CT

【結果および考察】男性2396例の中で、正常(内臓脂肪面積 100 cm^2 未満)が922例(38.5%)、

多い（内臓脂肪面積 100cm^2 以上 150cm^2 未満）が894例（37.3%）、非常に多い（内臓脂肪面積 150cm^2 以上）が580例（24.2%）でした。

女性 937例の中で、正常が656例（70.0%）、多いが187例（20.0%）、非常に多いが94例（10.0%）でした。女性の70%が正常でした。

BMIの男女別の割合で $25\text{kg}/\text{cm}^2$ 以上は男性で60.0%、女性で37.9%となりました。

内臓脂肪面積の男女別の割合で 100cm^2 以上は男性で61.5%、女性で30.0%となりました。

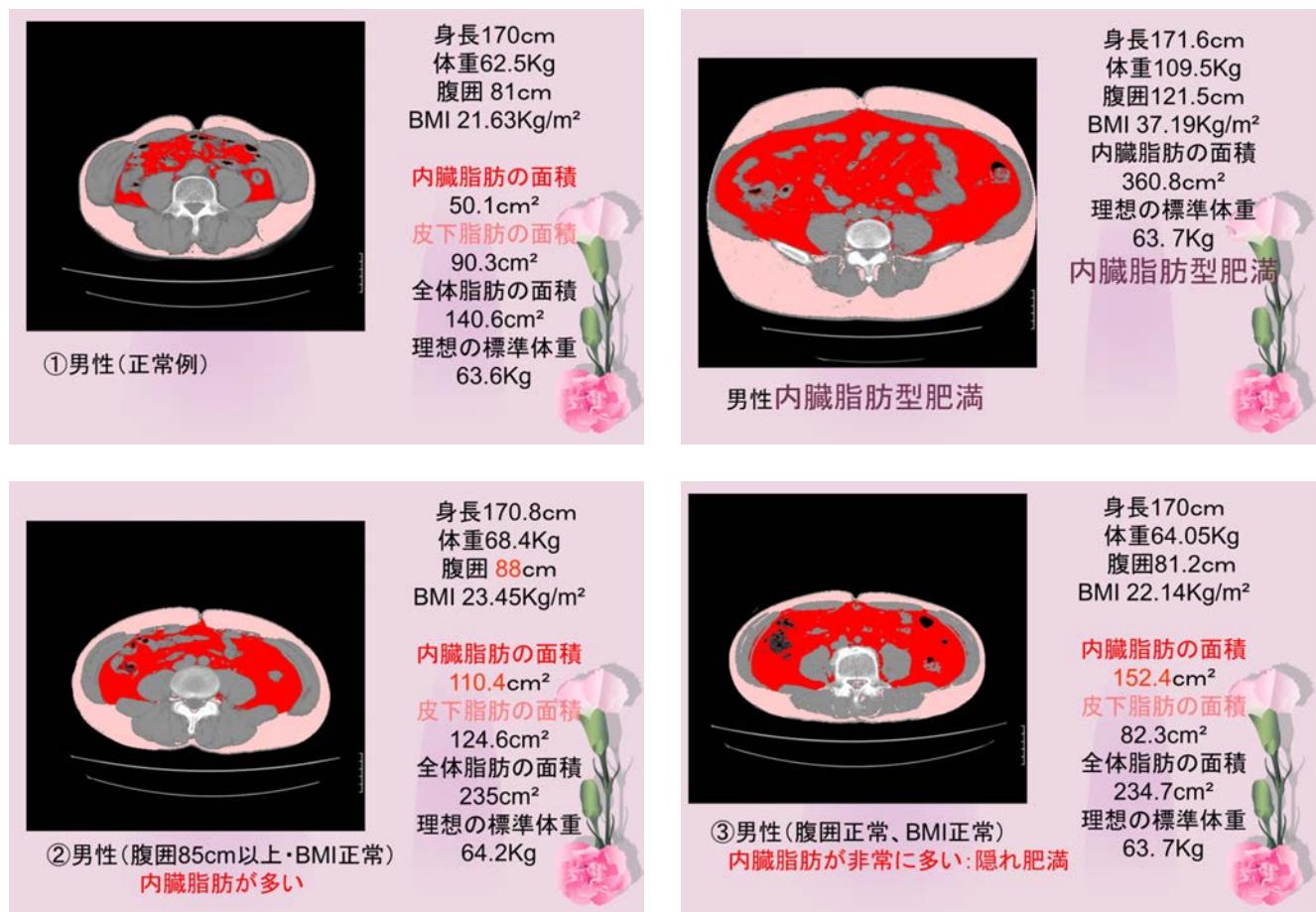
当院の3333例の結果、男性はBMIが $25\text{kg}/\text{cm}^2$ 以上の割合が60.0%、腹腔内脂肪面積が 100cm^2 以上の割合は61.5%と非常に多いことがわかりました。

また男性に内臓脂肪肥満が多い特徴が出ていました。

【CTでヘその下の腹腔内脂肪面積を測定しました。】

●症例を提示します。（赤が腹腔内脂肪、ピンクが皮下脂肪です。）

「身長170cm前後の男性」



①は正常例です。隣の内臓脂肪型肥満と比べてください。内臓脂肪型肥満はCT画像から皮下脂肪がはみ出ています。正常例の体重は62.5kg、内臓脂肪型肥満は109.5kgと体重は2倍近くあります。

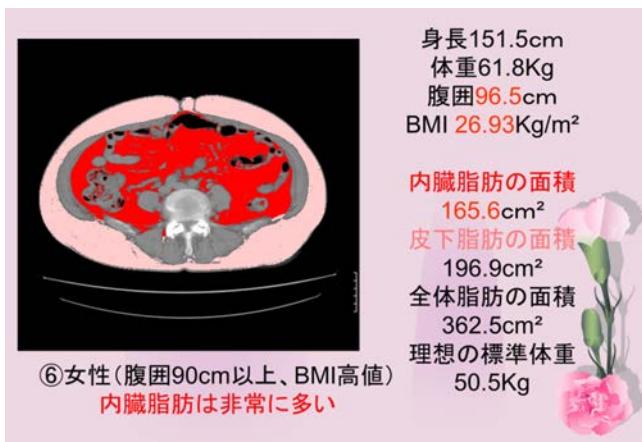
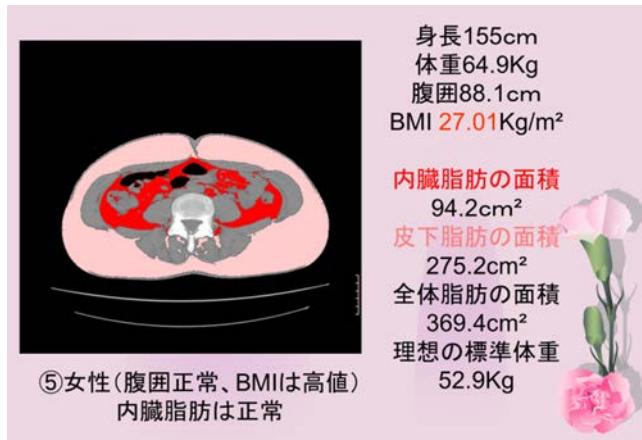
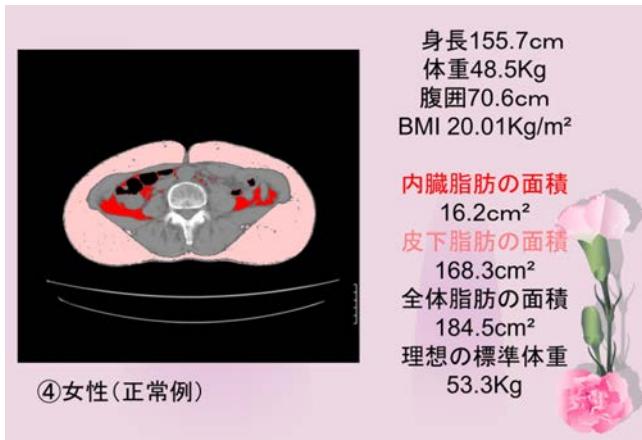
腹囲は81cmと121.5cm、BMIは $21.63\text{kg}/\text{cm}^2$ と $37.19\text{kg}/\text{cm}^2$ 、と1.5倍あります。そして腹腔内脂肪面積に関しては正常が 50.1cm^2 、内臓脂肪型肥満は 360.8cm^2 と7倍もあります。

体重、腹囲、BMIなどデータで肥満と推測できますが、CT画像で腹腔内脂肪面積が非常に多いことが理解でき、日常生活の改善に大いに効果があります。

②BMIは $23.45\text{kg}/\text{cm}^2$ で腹囲は88cmです。BMIは少ないですが腹囲から内臓脂肪面積が多いことが推測できます。

③は「かくれ肥満です」の症例です。BMIは $22.14\text{kg}/\text{cm}^2$ 、腹囲は81.2cmとBMI、腹囲は正常ですが、腹腔内脂肪面積が 152.4cm^2 と非常に多く、CTで内臓脂肪面積を測定しないとわかりません。

「次は身長155cm前後の女性で、理想の標準体重が50kg～54kgの症例です。」



男性に比べて皮下脂肪が多いですが、④、⑤は問題ありません。

⑥は内臓皮下脂肪面積が非常に多い症例です。

④は体重が48.5kg、腹囲が70cm、BMIが $20.01\text{kg}/\text{cm}^2$ で内臓脂肪面積は 16.2cm^2 で正常です。

⑤は体重が64.9kg、腹囲が88.1cm、BMIが $27.01\text{kg}/\text{cm}^2$ ですが、内臓脂肪面積は 94.2cm^2 で正常です。

⑥は体重が61.8kg、腹囲が96.5cm、BMIが $26.93\text{kg}/\text{cm}^2$ で、内臓脂肪面積は 165.6cm^2 で非常に多いです。

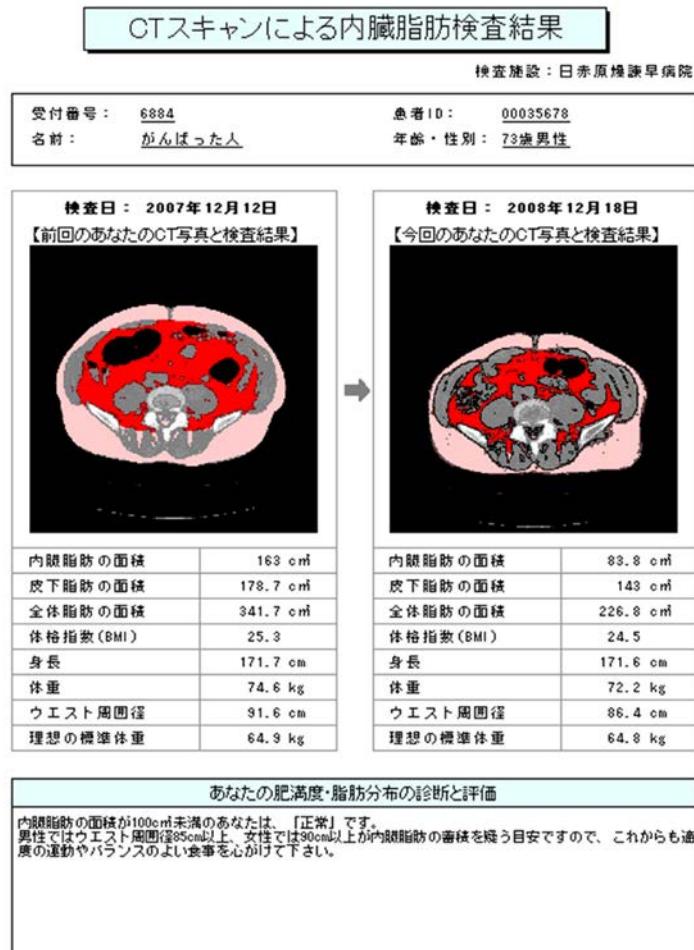
●次は73歳男性、当院健診センターで検査結果より日常生活の改善を指摘されて、1年間、内臓脂肪を減らすことをがんばった人の内臓脂肪面積や各データの比較です。肉体労働やスポーツなどの運動を継続し効果が出ています。

体重は74.6から72.2kg、BMIは25.3から $24.5\text{kg}/\text{cm}^2$ 、体脂肪率は22.6から21.7と少ししか減っていませんが、腹囲が91.6から86.4cmに減少し、内臓脂肪面積は163.0から 83.8cm^2 と半分に減りました。

Fig13 がんばった人のデータ

- 73歳で当院ドックにて日常生活の改善を指摘され、肉体労働やスポーツなど運動を継続し色々な検査結果に効果が出ています。

- 中性脂肪 234→103mg/dl
- 尿アミラーゼ522 →232mg/dl
- 腹囲 91.6 →86.4cm
- 体重 74.6 →72.2kg
- 体脂肪率 22.6 →21.7
- BMI 25.3 →24.5
- 内臓脂肪面積 163.0 →83.8cm²



内臓脂肪面積の減少が運動を継続することにより効果的に現れています。

効率的な運動のひとつは「歩く」ことです。効率的な運動については「共済ながさき」第161号平成26年4月発行の「よくわかる健康講座」にくわしく載っていますので、第161号をご参考にしてください。

体重、腹囲、BMI、体脂肪率などデータで肥満と推測できますが、目に見えてわかりません。また「かくれ肥満」のように各データでは肥満と推測できない症例もあります。

CTで内臓脂肪面積を測定することにより、腹腔内脂肪面積が多いことが理解でき、日常生活の改善に大いに効果があります。

CTで内臓脂肪面積を測定しましょう。

また今回のCT画像、データは健診センター内にポスター展示していますので、来院されたときに、ぜひ参考にしてください。

保健課からのお知らせ

短期給付事業について

短期給付とは、組合員とその家族（被扶養者）の病気やけが、出産、死亡、休業及び災害などに対して行う給付で、大別して法律で給付の種類や内容が定められている「法定給付」と、共済組合が財政事情などを勘案し定款で定めて支給する「附加給付」の2つがあります。

○法定給付

〈保健給付〉

給付の種類	給付事由	給付内容
組合員に対する給付	療養の給付	公務によらない病気やけがで医療機関等を受診したとき 医療費 - 自己負担額(2~3割)
	入院時食事療養費	入院時に食事療養を受けたとき 食事療養に要した費用 - 食事療養標準負担額 (1食につき 260円)
	入院時生活療養費	入院時に生活療養を受けたとき 生活療養に要した費用 - 生活療養標準負担額 (食事1食460円、居住費1日320円)
	保険外併用療養費	保険医療機関等で先進医療を受けたとき 医療費 (保険適用部分) - 自己負担額(2~3割)
	療養費	・療養の給付を受けることが困難と認めたとき ・保険医療機関等以外の医療機関から診療を受け、組合がやむを得ないと認めたとき (例：証不携帯による受診、治療用装具の作成 等) 医療費 - 自己負担額(2~3割)
	訪問看護療養費	指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたとき 医療費 - 自己負担額(2~3割)
	移送費	療養の給付を受けるために病院又は診療所に移送され、組合が必要と認めたとき 実費支給
	高額療養費	医療機関による診療費（入院時食事療養、入院時生活療養を除く）の自己負担額が高額のとき 自己負担額 - 自己負担限度額
	高額介護合算療養費	医療保険と介護保険の自己負担の合計額が高額のとき 医療及び介護保険の自己負担合計額 - 自己負担限度額
	出産費	出産したとき 40万4千円 ※制度対象分娩の場合は42万円
	埋葬料	死亡（公務外）したとき 5万円
被扶養者に対する給付	家族療養費	・病気やけがで医療機関等を受診したとき ・療養の給付等を受けることが困難と認めたとき又は保険医療機関等以外の医療機関から診療を受け、組合がやむを得ないと認めたとき (例：証不携帯による受診、治療用装具の作成 等) 医療費 - 自己負担額(1~3割)
	家族訪問看護療養費	指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたとき 医療費 - 自己負担額(1~3割)
	家族移送費	家族療養費に係る療養を受けるため、病院又は診療所に移送され、組合が必要と認めたとき 実費支給
	高額療養費	医療機関による診療費（入院時食事療養、入院時生活療養を除く）の自己負担額が高額のとき 自己負担額 - 自己負担限度額
	高額介護合算療養費	医療保険と介護保険の自己負担の合計額が高額のとき 医療及び介護保険の自己負担合計額 - 自己負担限度額
	家族出産費	被扶養者が出産したとき 40万4千円 ※制度対象分娩の場合は42万円
	家族埋葬料	被扶養者が死亡したとき 5万円

〈休業給付〉

給付の種類		給付事由	給付内容
組合員に対する給付	傷病手当金	公務によらない病気やけがで勤務できなくなり、給料の全部又は一部が支給されない場合	給料日額 × 2/3 × 1.25 × 日数
	出産手当金	出産のために勤務できなくなり、給料の全部又は一部が支給されない場合	給料日額 × 2/3 × 1.25 × 日数
	休業手当金	被扶養者の病気や公務によらない不慮の災害等のために欠勤し、給料の全部又は一部が支給されない場合	給料日額 × 0.6 × 日数
	育児休業手当金	育児休業したときに、給料の全部又は一部が支給されない場合	〈育児休業開始日から 180日に達するまでの期間〉 ※土日祝を含む 給料日額 × 1.25 × 日数 × 67/100 (給付日額の上限 12,973円) 〈育児休業開始日から 181日以降の期間〉 給料日額 × 1.25 × 日数 × 50/100 (給付日額の上限 9,681円)
	介護休業手当金	介護休業したときに、給料の全部又は一部が支給されない場合	給料日額 × 1.25 × 日数 × 40/100 (給付日額の上限 7,745円)

〈災害給付〉

給付の種類		給付事由	給付内容
弔慰金	弔慰金	水震火災その他の非常災害により、死亡したとき	給料月額 × 1.25
災害見舞金	災害見舞金	非常災害により、住居や家財に損害を受けたとき	損害の程度に応じて支給
家族弔慰金	家族弔慰金	水震火災その他の非常災害により、被扶養者が死亡したとき	弔慰金の7割

○附加給付

給付の種類		給付事由	給付内容
組合員に対する給付	一部負担金払戻金		自己負担額 - 基礎控除額 (注) (100円未満切り捨て) (1,000円未満は不支給)
被扶養者に対する給付	家族療養費附加金 家族訪問看護療養費附加金	自己負担額が基礎控除額を超えたとき	

上位所得者の附加給付の基礎控除額が平成27年4月診療分から変更されます

(注)

科 目	所得区分	平成25年度 (4月診療分から)	平成26年度 (4月診療分から)	平成27年度以降 (4月診療分以降)
一部負担金払戻金 家族療養費附加金 家族訪問看護療養費附加金	一般	25,000円	25,000円	25,000円
	上位	33,000円	41,000円	50,000円
合算高額療養費に伴う 一部負担金払戻金 家族療養費附加金 家族訪問看護療養費附加金	一般	50,000円	50,000円	50,000円
	上位	66,000円	82,000円	100,000円

*1 所得区分「一般」は、給料月額424,000円(特別職530,000円)未満の者

*2 所得区分「上位」は、給料月額424,000円(特別職530,000円)以上の者

*3 合算高額療養費とは、世帯合算などで複数のレセプトが合算した場合に算定された高額療養費

平成27年度 保健事業の内容

共済組合では、組合員及びその被扶養者の健康の保持増進、健康教育、保健を目的とした各種保健事業を実施しています。

平成27年度の保健事業の内容についてお知らせします。

事業名	募集人員	事業内容
2日ドック助成	2,200人	契約医療機関において、組合員及び年度内に19歳以上となる被扶養者がドックを受診した際の費用の一部を助成する。 2日ドック助成…44,000円助成 (PETドックの場合は55,000円助成)
1日ドック助成	2,500人	1日ドック助成…33,000円助成 (PETドックの場合は55,000円助成)
節目ドック助成	800人	契約医療機関において、組合員のうち年度内に45歳、50歳又は55歳となる者がドックを受診した際の費用の一部を助成する。 助成額…55,000円助成 (PETドックの場合は77,000円助成)
お口のチェック	1,200人	契約医療機関において組合員及び年度内に13歳以上となる被扶養者がお口のチェックを受診した際の費用の全額を助成する。
インフルエンザ予防接種助成	6,000人	組合員及び被扶養者が平成27年10月から平成28年3月にインフルエンザ予防接種を受けた際の費用の一部を助成する。(年度内に1人1回限り1,500円を助成) ※ただし、地方公共団体等からの助成を受けることができる者は除く。
保健事業等周知用ファイル配布 (新規事業)	—	各種保健事業、特定健康診査等の有効利用を促進するため、保健事業等周知用ファイルを作成し、全組合員へ配布する。
健康づくり講座	—	所属所依頼形式 希望する所属所へ講師を派遣し、組合員及び年度内に19歳以上となる被扶養者を対象に、健康づくりを目的とした講演を実施する。 共済組合主催形式 組合員及び年度内に19歳以上となる被扶養者を対象に、長崎県市町村職員共済会館にて健康づくりを目的とした講演を実施する。
お口の健康アドバイス	—	広報誌・ホームページ・お口の健康に関するリーフレットの配布によりお口の健康づくりを目的に情報提供を行う。

保健事業を利用するには、事業の実施内容によりその他の留意事項等がありますので、詳しくは所属所の共済組合事務担当課又は共済組合保健課へお問い合わせください。

その他の保健事業として、次の事業を医療費増嵩対策のため実施しています。

- 医療費分析資料の作成
- 医療費通知書の配布
- レセプト審査点検
- 所属所巡回説明会
- ジェネリック医薬品差額通知書の配布

保健事業等周知用ファイルの配布について

組合員の皆様に保健事業等の周知を目的とした保健事業等周知用ファイルを配布しますので、保健事業を積極的に活用しましょう。

今年度も健康づくり講座を実施します

共済組合では、組合員に対する生活習慣病対策、健康の保持増進及び生きがいある生涯健康生活の構築を目的とする「健康づくり講座」を開催します。

健康づくり講座は、共済組合が医師や大学教授と講師委託契約を結び、所属所からの要望により講師を派遣し実施しており、昨年度は8所属所（15講演）において実施しました。

平成27年度は、組合員及び年度内に19歳以上となる被扶養者を対象として長崎県市町村職員共済会館にて健康づくり講座を実施します。

開催時期等については以下の予定です。

開催時期 • 7月、8月、9月、10月

- 講演内容**
- 休養、こころの健康づくり（メンタルヘルス関係）……年2回
 - 歯の健康……年2回
 - 栄養、食生活、糖尿病、循環器病……年1回
 - 身体活動・運動……年1回

受講料は必要ありませんので、受講対象となる被扶養者の方も積極的に参加し、健康意識を高めましょう。

詳しくは所属所の共済組合事務担当課又は共済組合保健課へお問い合わせください。

年に1回の特定健康診査は必ず受診しましょう 特定健康診査受診券が交付された方は、早めに受診してください。

今年度も生活習慣病有病者・予備群の減少を目指として、40歳以上75歳未満の組合員及び被扶養者を対象に特定健康診査及び特定保健指導を実施します。

特定健康診査は、ご自身の健康状態を把握するための良い機会ですので、特定健康診査受診券が交付された方はすみやかに受診してください。

なお、特定健康診査受診券は5月に該当者の自宅へ送付予定です。

また、特定健康診査の受診結果によっては、特定保健指導を受けることとなり、6か月程度の期間を要しますので、特定保健指導利用券が交付された場合も早めの受診をお願いします。



「お口のチェック受診助成券」を配付します。

「お口のチェック受診助成券」を以下の方法により対象者へ配付します。積極的に活用し、生活習慣病とも関わりのある虫歯や歯周病の予防、早期発見に役立てましょう。

配付方法

組合員……保健事業等周知用ファイルに同封します。

被扶養者

- 特定健診対象者……特定健診受診券と併せて自宅へ送付します。
- 特定健診対象者のうちドック受診希望者……ドック受診助成券と併せて配付します。
- 特定健診対象者以外の対象者（13歳以上40歳未満）……組合員の勤務先へ送付します。



被用者年金制度の一元化が始まります

平成27年10月から被用者年金制度の一元化が始まります。これまで組合員の皆様にはリーフレットを3回送付し、被用者年金の一元化についてお知らせしておりましたが、開始まであと半年となりましたので、今号から2回にわたり一元化に関する記事を改めて掲載していきます。

今回は、一元化による改正内容の基本的な項目を改めてお知らせし、新たに創設される「年金払い退職給付」について掲載します。

なお、次号では一元化に伴う改正事項のうち、組合員の皆様に特にお知らせしておきたい内容を具体例等を交えながら取り上げていくよう予定しています。

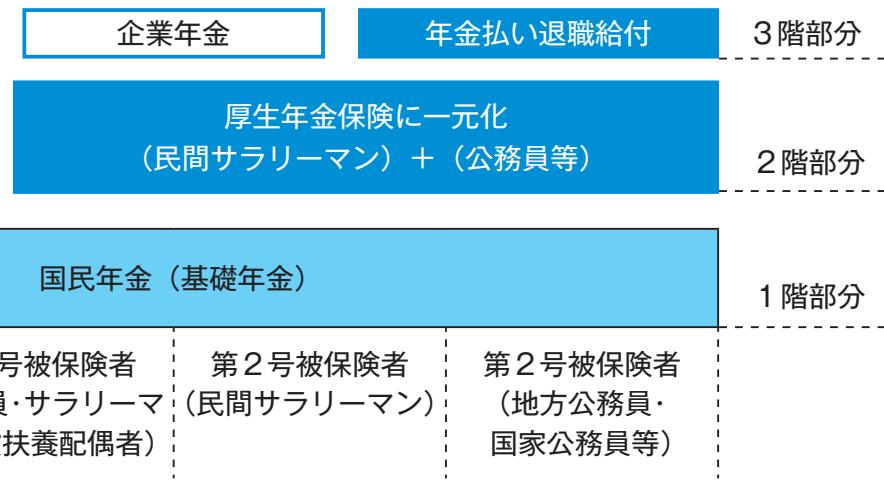
被用者年金制度一元化後の公的年金制度

「社会保障・税一体改革大綱について（平成24年2月17日閣議決定）」を踏まえた被用者年金一元化法により、平成27年10月1日から厚生年金に公務員や私立学校の教職員も加入することとされました。

現 在 の 制 度



被用者年金一元化後の年金制度（平成27年10月以降）



被用者年金一元化法による主な改正内容

- 厚生年金に公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一する。
- 共済年金と厚生年金の給付内容等の制度間の差異は、基本的に厚生年金にそろえる。
- 共済年金の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料（上限18.3%）に統一する。
- 共済年金にある公的年金としての3階部分（職域年金）を廃止し、新たな公務員制度としての年金給付の制度を設ける。

【厚生年金と共済年金の制度間差異】

	厚生年金	共済年金
①被保険者（組合員）の年齢制限	○70歳まで	○年齢制限なし（私学共済除く）
②未支給年金の給付範囲	○死亡した者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹（甥姪など3親等内の親族にも拡大）	○遺族（死亡した者によって生計を維持していた配偶者、子、父母、孫、祖父母）、又は遺族がいないときは相続人
③老齢給付の在職支給停止	○老齢厚生年金受給者が厚年被保険者となった場合 ●65歳までは（賃金十年金）が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。 ●65歳以降は（賃金十年金）が46万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。 ○老齢厚生年金受給者が共済組合員となった場合 年金の支給停止なし。	○退職共済年金受給者が共済組合員となった場合 （賃金十年金）が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。 3階部分は支給停止。 ※私学共済の退職共済年金受給者が私学共済加入者となった場合は、厚年と同様の方式 ○退職共済年金受給者が厚年被保険者等となった場合 （賃金十年金）が46万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。
④障害給付の支給要件	○初診日の前々月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上必要（保険料納付要件あり）	○保険料（掛金）納付要件なし
⑤遺族年金の転給	○先順位者が失権しても、次順位以下の者に支給されない (例：遺族年金受給中の子供のいない妻が死亡すると、その遺族年金は支給されなくなる。)	○先順位者が失権した場合、次順位者に支給される (例：遺族年金受給中の子供のいない妻が死亡したとき、一定の場合、その遺族年金が父母等に支給される。)
（経過的措置）		
⑥女子の支給開始年齢	○60歳台前半の特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢引上げは、男子の5年遅れのスケジュール（昭和21年4月2日以降生まれ）	○60歳台前半の特別支給の退職共済年金の支給開始年齢引上げは、男子と同じスケジュール（昭和16年4月2日以降生まれ）

『年金払い退職給付』の創設

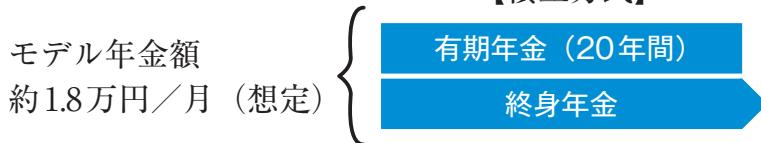
被用者年金制度の一元化により、これまでの職域部分は廃止されることとなりましたが、職域部分の廃止と同時に新たな公務員制度としての年金給付の制度を創設することとなりました。

『年金払い退職給付』

- 半分は有期年金、半分は終身年金（65歳支給（60歳から繰上げ可能））。
- 有期年金は、10年または20年を選択（一時金の選択も可能）。
- 財政運営は積立方式。給付設計はキャッシュバランス方式とし、保険料の追加拠出リスクを抑制したうえで、保険料率の上限を法律で明記（労使あわせて1.5%。平成27年10月以降は、従来の掛金・負担金に加え、新たな負担となります。）
- 本人死亡の場合は、終身年金部分は終了。有期年金の残余部分は遺族に対し一時金として支給。

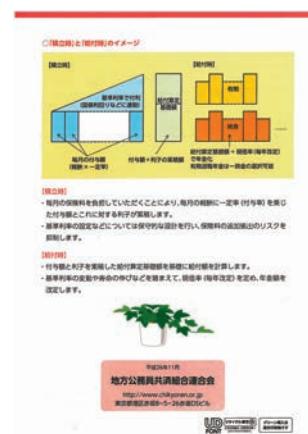
『年金払い退職給付』のイメージ

【積立方式】



※モデル年金月額は、標準報酬月額36万円、40年加入等一定の前提をおいて試算。

※「年金払い退職給付」に関する内容は、平成26年12月に組合員の皆様へ次のリーフレットを送付しております。



現行の地共済年金Webサイトは、平成27年10月を目途にリニューアルします

地共済年金情報Webサイトは、共済ながさき第164号（平成27年1月発行）において、平成27年3月31日をもって一旦終了し、新たなWebサイトは平成27年4月以降に開設する予定である旨お知らせしたところですが、現在、リニューアル後の新たな地共済年金情報Webサイトは、被用者年金制度の一元化を踏まえた内容で開発していることから、被用者年金が一元化される平成27年10月を目途に構築する予定ですのでお知らせします。

具体的な開設時期、機能等につきましては、詳細が決まり次第ご案内します。

組合員・被扶養者の異動に伴う手続き等について

年度末・年度始めは就職や退職など、組合員及びご家族の異動が多い時期です。4月は特に次のような被扶養者の異動が多くなりますので、次のような事例が生じた場合は、所属所の共済組合事務担当課へ連絡し、必要な手続きを行ってください。

1 他の健康保険に加入した場合

お子様や配偶者が就職し、就職先で健康保険に加入した場合は、認定取消となります。



2 パートやアルバイトの収入額が恒常的に月額108,333円を超える見込みである場合

パートやアルバイト先で、昇給や雇用形態の変更により収入が増加し、月額108,333円を超える場合は、収入が増加した時から認定取消となります。



3 別居している被扶養者で、被扶養者本人の収入が組合員の援助額を上回ったとき

別居しているお子様等が、アルバイトの収入増加などの理由により、組合員からの生活費の援助額より収入額が多くなる場合、援助額と収入額が逆転した時から取消となります。



4 雇用保険の失業手当を受給する場合

退職後、失業手当（給付日額3,612円以上）を受給し始めた場合、認定（支給）期間の初日から認定取消となります。



以上のような事例に該当する場合、事例発生後の **組合員被扶養者証につきましては使用することができます** ので、速やかに所属所の共済組合事務担当課へ返納してください。

なお、**資格喪失及び認定取消後に組合員証等を使用し、医療機関で受診をしている場合、その医療費を返還していただくこととなります**ので、十分にご注意ください。

【その他の手続きについて】

○氏名・住所変更について

組合員が氏名又は住所を変更した場合、所属所を通じて速やかに「氏名・住所変更届書」を提出する必要があります。また、添付書類として氏名変更ならば戸籍、住所変更ならば住民票等が必要となります。

なお、氏名を変更する場合は、**それまで使用していた組合員証等については上記届書と併せて各所属の共済組合担当課へご提出ください。**

○組合員証等の再発行について

紛失や破損により、組合員証等の再発行が必要になった場合は、所属所を通じて速やかに「組合員証等再交付申請書」を提出する必要があります。

なお、破損による再発行の場合は、**それまで使用していた組合員証等については上記申請書と併せて各所属の共済組合担当課へご提出ください。**

貸付事業のお知らせ

共済組合では、組合員の皆様が臨時に資金を必要とする時に次のような貸付けを行っています。借入れをお考えの際は、共済組合の貸付事業のご検討をお願いします。



《貸付種類及び貸付事由等》

貸付種類	貸付事由	貸付金 最高限度額	貸付利率 (変動利率)
普通貸付	車、家電等生活必需物資の購入資金	200万円	年2.66%
住宅貸付	自己の用に供するための住宅の新築、増築、改築、修理若しくは購入又は住宅の敷地の購入資金（組合員期間1年以上の方に限る）	1800万円	年2.66%
在宅介護対応住宅貸付	要介護者に配慮した構造を有する住宅の新築、増築、改築、修理若しくは購入資金（住宅貸付を行う場合のみ申込可）	300万円	年2.40%
災害貸付	家財	200万円	年2.22%
	住宅	1800万円	
	再貸付	1900万円	
特別貸付	医療	100万円	年2.66%
	入学	200万円	
	修学	修学1年につき 180万円	
	結婚	200万円	
	葬祭	200万円	

《申込締切日・貸付日》

貸付種類	申込締切日	貸付日
・普通貸付 ・災害貸付 ・特別貸付	5日（共済組合必着）	末日（12月のみ25日） ※銀行休業日のときは、前営業日です。
・住宅貸付 ・在宅介護対応住宅貸付	貸付希望月の前月20日 (共済組合必着)	

※ 貸付事業について詳細な内容や申込みに関する手続き等は、所属所の共済組合事務担当課へお問い合わせいただくか、当組合ホームページ（<http://www.nagasaki-kyosai.jp/>）をご覧願います。

貸付金は、組合員の皆様が将来受けることとなる長期給付（年金）の資金を原資としています。
ご利用の際は、収入と支出のバランスを考えた返済計画を立ててご利用願います。

《貸付事業の見直しについて》

平成27年4月から見直しました貸付事業についてお知らせします。

①入学貸付・修学貸付における対象教育機関について

対象教育機関に「中等教育学校（後期課程に限る。）」を追加しました。

※中等教育学校

一つの学校として、一体的に中高一貫教育を行うことを目的とした学校種で、その教育課程は、中学校の基準を準用した前期課程と高等学校の基準を準用した後期課程に分かれます。

②修学貸付の限度額について

修学貸付の限度額を月10万円から月15万円に引き上げました。

③修学貸付に係る元金償還の据え置きについて

修学貸付の償還期間の据置期間について、借受人の申し出によって据え置かないことも可能としました。

④災害貸付について

災害再貸付を受けた場合、住宅貸付又は災害住宅貸付の未償還元利金を一時に償還しないこととしました。

⑤災害貸付に係る元金償還の猶予期間について

特別な事情があると理事長が認めた場合の災害貸付の元金償還に係る猶予期間を、「償還期間内において1年」としているところを「償還期間外において1年」としました。

⑥住宅貸付に係る即時償還要件の緩和について

貸付の対象となった不動産を償還が完了する前に第三者に譲渡した場合において、特別な事情があると理事長が認めた場合は即時償還の要件に該当しないこととしました。

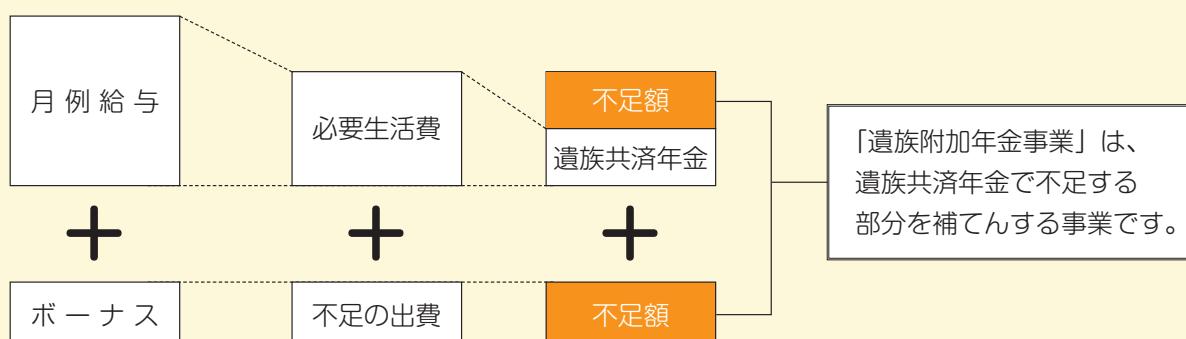
遺族附加年金事業のお知らせ

組合員の皆様に万一の事態があった場合、その遺族に共済組合から遺族共済年金が支給されますが、その額は残された家族の生活維持という観点から十分とはいえないのが現状です。

このような現状を踏まえ、遺族に一定期間年金を支払うことにより、遺族共済年金を補てんし、遺族の生活安定に寄与することを目的とした遺族附加年金事業を行っています。

この事業は任意加入ですが、安い保険料で大きな安心を得られます。5月に中途募集を行いますので加入のご検討をお願いします。

【事業のイメージ】



貯金事業のお知らせ

貯金事業は、組合員の皆様からお預かりした貯金を安全かつ有利に運用し、組合員の皆様の財産づくりと豊かな生活設計に役立つよう設けられた事業です。

貯金の種類

積立貯金で次の2種類

- 定例積立金…毎月の給料から積み立てる。
- 賞与積立金…6月及び12月の賞与から積み立てる。

積立額 利税率 税金

1,000円単位の整数倍

年0.60%（税引前）金融情勢の変動等に応じて設定

積立貯金の利息に課せられる税金は次の2種類

- 所得税及び復興特別所得税 15.315%
- 住民税 5%

利息の計算 加入時期 積立額の変更 貯金の払戻し

毎年3月及び9月の末日に計算し、翌日に元金へ繰り入れる半年複利方式。

毎月末日締切りで、翌月から積立開始。

年2回（4月末日及び10月末日締切りで、6月及び12月から変更）

月2回（加入してから1年未満の方は払戻不可）



	締切日	送金日
1回目	前月末日（共済組合必着）	15日
2回目	15日（共済組合必着）	末日（3月及び12月は25日）
備考	締切日は厳守願います。	銀行休業日のときは、前営業日

貯金の解約

月1回

	締切日	送金日
期日	5日（共済組合必着）	末日（3月及び12月は25日）
備考	締切日は厳守願います。	銀行休業日のときは、前営業日

積立中断・復活 その他の

毎月末日締切りで、翌月から中断・復活。

預金通帳やカードはありません。（年2回残高通知書を送付）

「積立貯金払戻・解約請求書」提出及び送金スケジュール

送金年月	払戻		解約	
	提出締切日	送金日	提出締切日	送金日
平成27年5月送金	4月30日	5月15日	5月1日	5月29日
	5月15日	5月29日		
平成27年6月送金	5月29日	6月15日	6月5日	6月30日
	6月15日	6月30日		
平成27年7月送金	6月30日	7月15日	7月3日	7月31日
	7月15日	7月31日		

注意事項

- 1 提出締切日までに共済組合へ必着するよう手続き願います。
- 2 払戻・解約請求については、共済組合に登録している登録印での請求となります。
- 3 積立貯金に加入してから1年未満の方は払戻できません。
- 4 払戻限度額は、払戻しを行う月の前月末の貯金残額です。